

令和7年(2025年)10月15日
農林水産振興部農林水産整備課

下関市深坂自然の森・森の家下関に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市深坂自然の森・森の家下関に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を経る必要があります、令和7年第4回下関市議会定例会での議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

(1)施設の概要

① ア)名 称 下関市深坂自然の森

イ)所在地 下関市大字蒲生野字深坂

ウ)施設内容

(区域面積) 250ha

(主要施設) キャンプ場1箇所、林間広場5箇所、芝生広場1箇所、親水広場1箇所、木とのふれあい広場1箇所、展望台1箇所、休憩施設(四阿)2箇所、駐車場6箇所、便所8箇所、林道深坂線L=1,602m、林道深坂支線L=610m、林間歩道(自然探索路含む。)L=9,802m、旧管理棟1棟

② ア)名 称 森の家下関

イ)所在地 下関市大字蒲生野字深坂 [下関市深坂自然の森地内]

ウ)施設内容

(構造等) 木造2階建、建築面積1,115.56㎡、延べ床面積994.97㎡

(主要施設) 研修室2室、指導員室2室、会議室1室、和室1室、木工室1室、調理実習室1室、多目的ホール、事務室1室、医務室1室、便所(男性用・女性用・身障者用)、浴室(男性用・女性用)、屋外テラス

(付帯施設)

機械室

(2)指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3)指定管理候補者の概要

ア)名 称 みさかの森自然学校共同事業体

イ)所在地 下関市細江町一丁目2番10号

ウ)構成企業

① 代表団体 太平ビルサービス株式会社 下関営業所

所 在 地 下関市細江町一丁目2番10号

主な業務 建物の総合管理清掃(日常・定期清掃・特別清掃・植栽管理)、設備(電気・空調・給排水設備の運転管理、電気・管工事)、警備(常駐警備・駐車場警備)、サービス(事務管理・受付)、環境衛生(空気環境測定・害虫防除・消防点検・貯水槽清掃等)

② 構成団体 株式会社 FEEL

所 在 地 下関市貴船町二丁目14番28号

主な業務 野外教育、環境学習の企画及び指導、アウトドアスポーツの指導や大会運営、研修や講演、学校教育に関わる事業、フェアトレード商品等の輸入販売

③ 構成団体 有限会社カヌースクール九州

所 在 地 北九州市小倉南区大字合馬1578番地

主な業務 カヌースクール業務、カヌー指導者養成事業、カヌー用品販売業務、カヌーイベント受託業務、水辺の安全管理業務、環境教育業務、指定管理業務

2 選定までの経緯

令和7年 7月22日 公募により応募団体を募集開始

令和7年 8月 1日 説明会の実施

令和7年 8月21日 申込受付の開始

令和7年 8月29日 申込受付の終了

令和7年 9月12日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市深坂自然の森及び森の家下関）を開催

令和7年10月 9日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市深坂自然の森及び森の家下関）が下関市長に意見書を提出

令和7年10月15日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

次の(ア)から(エ)までのいずれの要件も満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)とし、個人での応募は受けません。

- (ア)市内に事業所、営業所等を有しているか、又は申込時まで設置していること。(共同事業体の場合には、代表団体が本要件を満たしていること。)
- (イ)当該施設の管理運営業務を確実に実施できる能力を有する団体であること。
- (ウ)自然体験活動に関連したプログラムの企画等の業務を行う団体にあつて、当該業務に係る実務経験を1年以上有する担当者を確実に配置できること。
- (エ)当該募集に係る現地説明会に必ず参加すること。
- (オ)次のいずれの要件にも該当する団体であること。
- ①市税、県税、法人税、法人市・県民税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
 - ③指定管理者の責に帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
 - ④地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - ⑥過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
 - ⑦当該施設の管理運営に不可欠な資格（防火管理者等）を有していること。
 - ⑧インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
 - ⑨共同事業体の場合には、構成する全ての団体が①から⑦までの条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を市に提出し、選定後、協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しの提出が可能であること。

(2)応募状況

説明会参加団体数 1 団体

申込書提出団体数 1 団体

・みさかの森自然学校共同事業体

(構成団体：太平ビルサービス株式会社 下関営業所、株式会社 FEEL、有限会社 カヌースクール九州)

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会(下関市深坂自然の森及び森の家下関)を開催し、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議し、応募団体についての意見を下関市長に提出しました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市深坂自然の森及び森の家下関)の委員(5人)

【学識経験者】

山本 正俊(下関短期大学 学長)

【経営・財務に関する有識者】

河井 義正(税理士法人フォートレス 河井事務所 税理士)

【利用に関する有識者】

廣島 恵子(子民家「こどもの宙」 拠点長)

湖南 千代美(ボーイスカウト下関第11団 副団委員長)

【市職員】

村上 哲也(下関市農林水産振興部理事)・・・委員長

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点として評価を行い、さらに現指定管理者である応募団体については、令和3年度から令和6年度までの実績について10点満点(実績については、標準よりも優れていると評価された場合は、加点となるが、標準よりも劣っていると評価された場合は、減点される)として評価を行い、最終的に委員5人の平均点により順位を決定した。最低制限基準は当該平均点で60点とした。

※審査項目等については、別紙1のとおり

6 選定委員会の審査結果

(1)みさかの森自然学校共同事業体

最低制限 基準	平均点 (委員1～委員5の平均)						満点
		委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	
60	101.16	97.40	82.00	110.00	110.00	106.4	110

(2)選定委員会での主な意見

- (ア)自然体験活動への取り組みについて
- (イ)自主事業について
- (ウ)危機管理について
- (エ)人員の配置について
- (オ)共同事業体構成企業の経営状況について
- (カ)収支計画について

(3)議事概要録

別紙2のとおり

7 選定結果

下関市は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、みさかの森自然学校共同事業体を指定管理候補者に選定しました。

(1)選定された団体の主な提案内容

別紙3「提案概要」のとおり

(2)選定の主な理由

選定委員会における評価が最も高く、また下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に定める選定の基準を満たしていることから、指定管理候補者として最も適当と認められるため。

8 提案額(指定管理料)

5年間の平均額 39,916千円

5年間の合計額 199,578千円

※消費税10%で積算